

京都農林水産総合庁舎への入館方法が変わります。

京都農林水産総合庁舎では、セキュリティゲートを設置し、運用を開始します。

平成22年3月29日(月)から入館者は原則、受付で「一時通行証」の発行手続きが必要です。

皆様には、ご不便をお掛けいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いします。

①「一時通行証」発行手続

お名前、訪問先等の記帳をお願いします。

* 本人確認のため公的機関の発行する書類をご準備下さい。



農林水産省
一時通行証

記帳後、
「一時通行証」
を発行します。

②入退館



「一時通行証」をゲートのタッチ部にピッと音が鳴るまで当ててから、お1人ずつ通行して下さい。

③退館時

一時通行証は、当日1回の入館に限り有効です。
(再入館の際には再度手続きが必要です。)

退館の際にはゲートの外側の外の回収ボックスに入れていただくか、最寄の受付員に必ず返却して下さい。

☆時間に余裕をもってご来館下さい。

庁舎管理責任者